

## 新手的「劇場型勧誘」に気をつけましょう

### 1回目の電話

「××証券会社の〇〇です。あなたに製薬会社の社債を購入してほしい。  
あなたが社債を買ってくれば、高額で買い取ります」  
「おかしい話だ。お断りします」

### 2回目の電話

「昨日電話した××会社の〇〇です。あなたの名義で、1千万円の社債を購入しました。  
代金も支払いました。製薬会社から電話がくるはずなので、言われたことに『はい』と答えてくれれば大丈夫です」  
「そのような話には承諾できません。警察に相談します」  
「民事のことなので、警察に取り合ってもらえないですよ」



(70代女性からの相談)

今後、製薬会社から電話がきたら、  
どう対応したらよいだろうか？

### 《相談員のアドバイス》

今後、製薬会社を名乗る人物から、社債の購入を確認する電話があるものと思われます。これは、証券会社、製薬会社をかたった複数の業者が登場する悪質な「劇場型勧誘」のひとつです。

相談者へは次のような対応をお勧めしています。

- 不審な電話に対しては、相手の話を聞かず、きっぱりと断り、電話を切ること。
- できれば留守番電話に設定し、しばらくは知らない相手からの電話には出ない。
- 万が一、家に訪問された場合は、家の中に入れない。帰らない場合には、警察へ通報する。

### 見守りのポイント

- 「劇場型勧誘」の典型的な手口は、社債などの申込書が入った封筒を送りつけ、それをきっかけに勧誘するというものです。
- 最近はこの相談事例のように、突然、勧誘の電話があった後、「あなた名義で社債を購入した」と、告げられたという相談が寄せられています。このような電話は、全くの嘘ですので、絶対に信用しないでください。
- 金融庁を名乗る人物から「インサイダー取引で裁判になる」などと脅され、言われるがまま高額な和解金を支払ってしまったというケースもあります。
- このような電話には、**耳を貸さない、困ったときは身近な人に相談するようにしましょう。**

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

## 相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111